平成２１年（フ）第７０号
宮崎県日南市北郷町郷之原甲3657番地
債務者　黒木　幸年
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第５号
宮崎県日南市星倉２丁目14番２号
債務者　井野　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第７号
宮崎県串間市大字大平997番地
債務者　堀口　昌子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第８号
宮崎県日南市大字隈谷甲2395番地
債務者　平田　和美（旧姓阿古）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
宮崎県日南市南郷町潟上187番地５
債務者　堀口　　久
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第７号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目14番２―502号
債務者　塩谷　広布
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４２号
宮崎県延岡市日の出町２丁目８番地18
債務者　奈木野　竜
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５３号
宮崎県日向市大字財光寺2937番地１
債務者　一ノ宮恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５７号
宮崎県延岡市日の出町２丁目６番地10
債務者　前田　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５８号
宮崎県延岡市川島町1916番地28
債務者　岩本　忠明
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７４号
沖縄県糸満市字真栄里2058番地の２　リーヴル沖縄602号
債務者　波名城　透
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２号
宮城県角田市尾山字下山102番地
債務者　南條　隆一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１０９号
秋田県潟上市天王字江川40番地174
債務者　田松　　梓
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２２号
秋田市寺内蛭根１丁目２番８号
債務者　藤本　浩幸
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０号
茨城県鹿嶋市宮津台191番地35
債務者　根本美千子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１９号
茨城県行方市玉造乙98番地
債務者　小野口弘子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２１号
千葉県香取市南原地新田381番地３　コーポチェリー102、破産申立時の住所茨城県神栖市土合北２丁目６番６―２号
債務者　奈良　昌明
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２２号
茨城県潮来市小泉2160番地
債務者　浅野　　勤
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部